

PETキャップ回収業者登録の手引き

1 本手引きの目的

豊橋市が主催する「ええじゃないか、PETキャップグランプリ」に参画しようとするペットボトルのキャップの回収業者（以下「回収業者」という。）の登録要件や登録方法等を示すものである。

2 登録要件

登録の届出を行うためには、次に掲げる要件を全て満たす回収業者でなければならない。

- (1) 回収したキャップを適正なリサイクルに供していること
- (2) キャップの売却益を公益的な用途に供していること
- (3) 持ち込まれたキャップの重量又は個数を計量していること
- (4) 次に掲げる内容を記載した電子メール又は伝票等をキャップを持ち込んだ団体に発行していること（持ち込みから発行まで1週間程度）
 - ア キャップを持ち込んだ団体の名称
 - イ キャップの重量又は個数
 - ウ キャップを持ち込んだ年月日

3 登録の届出

豊橋市が主催する「ええじゃないか、PETキャップグランプリ」に参画しようとする回収業者は、次に掲げる内容を記載した文書に加え、キャップを持ち込んだ方に発行する電子メール又は計量伝票等の様式を添付して、豊橋市役所環境部環境政策課に届け出ることにより登録する。

- (1) 届出年月日、事業者名、住所、代表者氏名、代表者印鑑、電話番号
- (2) 回収したキャップのリサイクル方法
- (3) キャップの売却益の寄附先及び活用方法
- (4) キャップを持ち込んだ方に電子メール又は計量伝票等を発行するまでの手順

4 登録内容の変更又は廃止

登録した回収業者（以下「登録業者」という。）が廃業した場合又は名称、住所及び代表者名等重要な変更があった場合は、速やかにその内容を届け出なければならない。

5 登録業者の公表

登録業者の事業者名、住所及び電話番号は、豊橋市役所環境部環境政策課のホームページ等で公表する。